

# 消費者庁・消費者委員会設置後の 消費者行政の15年 —評価の前提として歴史を振り返る—

2024年9月27日

消費者委員会意見交換会

松本恒雄

一橋大学名誉教授

消費者委員会初代委員長

国民生活センター前理事長

# 目次

- 1 消費者問題と政府の対応
- 2 評価の視点を与える文書
- 3 消費者庁と消費者行政
- 4 中長期的に検討すべき課題
- 参考 報告者の過去の関連論稿

2

# 消費者問題と政府の対応

# オリンピック開催と消費者問題

4

- アジアにおける経済成長のシンボルとしてのオリンピック開催と経済成長の負の側面としての環境破壊・消費者被害

夏季

1964年 東京

1988年 ソウル

2008年 北京

2020年→2021年

東京

冬季

1972年 札幌

1998年 長野

2018年 ピョンチャン

2022年 北京

# 政府の取り組み

## 環境問題

- 4大公害訴訟(水俣病、新潟水俣病(水銀)、イタイイタイ病(カドミウム)、四日市ぜんそく)
- 公害対策基本法(1967)
- 公害国会(1970)
- 環境庁(1971)
- 環境基本法(1993)
- 環境省(2001)

## 消費者問題

- 食品公害(ヒ素ミルク、カネミ油症(PCB))、薬品公害(スモン病(整腸剤)、サリドマイド(睡眠薬))
- 消費者保護基本法(1968)
- 消費者基本法(2004)
- 消費者庁・消費者委員会(2009)

# 消費者政策の手法の波

6

	時期	舞台	手法	特徴
前史	50年代以前		他の目的の法規の執行による結果	ついでの消費者保護
第1の波	60年代	行政	行政規制＋行政による被害相談・あっせん	ハードロー
第2の波	90年代	司法	裁判所等での権利の行使	民事ルール
第3の波	00年代	市場	市場を利用した消費者利益の実現	ソフトローの活用
コンシューマ4.0	10年代	消費者(団体)	消費者団体訴訟 消費者の社会的責任	消費者団体の役割 持続可能な消費・エシカル消費・つかう責任

7

# 評価の視点を与える文書

# 振り返るべき主な文書

- 第32回日弁連人権擁護大会(松江)第2分科会決議「消費者被害の予防と救済に対する国の施策を求める決議」(1989=平成元年)
- 国民生活審議会消費者政策部会「21世紀型消費者政策の在り方について」(2003年)
- 消費者庁設置関連
  - 福田康夫首相施政方針演説(2008年1月)
  - 福田康夫首相「消費者庁(仮称)の創設に向けて」(2008年4月)
  - 消費者行政推進会議「取りまとめ」及び閣議決定「消費者行政推進基本計画」(2008年6月)
  - 消費者庁及び消費者委員会設置法附則(2009年6月)及び附帯決議(2009年5月)



# 日弁連人権擁護大会(松江)決議

## □ 消費者法

- 消費者が事業者と対等の地位を回復するため、(1)安全かつ公正な取引の確保に関する規定、(2)被害の予防および迅速な救済をはかるための規定、並びに、(3)これらの**施策の策定および実現に消費者が参加する権利を保障する諸規定**を中核とする消費者法を制定すること。

## □ 消費者庁

- 従来縦割り行政、後追い行政の弊害を除去し、消費者の立場に立った総合的統一的な消費者行政を推進するため、消費者庁を設置すること。

## □ 消費者裁判

- 簡易迅速な被害救済・立証負担の公平をはかるなどの消費者に開かれた裁判制度を導入すること。

# 21世紀型消費者政策の背景

- 内閣府国民生活局による背景のまとめとして、以下の3点
- 我が国の消費者政策は、1968年制定の消費者保護基本法の枠組みの下に展開されてきたが、消費者トラブルは増加を続けており、特に近年では内容も多様化・複雑化。
  - この点は、現在も同じ
- 企業不祥事も続発し、消費者の事業者に対する信頼は大きく低下。
  - この点は、現在も同じ
- 消費者が安全で安心できる消費生活を送ることができる社会を実現するため、消費者政策を現在の経済社会にふさわしいものとして再構築し、21世紀にふさわしい消費者政策の**グランドデザイン**を提示することが必要。
  - 一種のパラダイムシフトの議論
  - 現在は、社会のデジタル化による経済社会の激しい変化

# 21世紀型消費者政策の成果

- 消費者保護基本法から消費者基本法への改正(2004年)
  - 消費者の保護から自立の支援へ
  - 消費者の権利
- 事業者による自主行動基準(code of conduct)の策定
  - 消費者基本法5条2項、6条で努力義務として規定
- 公益通報者保護法制定(2004年)
  - 当初は、コンプライアンス経営の促進ツールとして
- 団体訴訟制度の導入
  - 2006年消費者契約法改正で実現
  - さらに、2013年消費者裁判手続特例法制定
- 実現していないのは、違法・不当行為の抑止策としての「連邦量刑ガイドライン」的考え方の導入
  - 景表法の課徴金額を体制整備義務の履行状況などと連動させるのが適切

# 福田政権の5つの基本施策のトップ

12

- 第一に、**生活者・消費者が主役となる社会**を実現する「**国民本位の行財政への転換**」
- 第二に、国民が安心して生活できる「**社会保障制度の確立と安全の確保**」
- 第三に、国民が豊かさを実感できる「**活力ある経済社会の構築**」
- 第四に、地球規模の課題の解決に積極的に取り組む「**平和協力国家日本の実現**」
- 第五に、地球温暖化対策と経済成長を同時に実現する「**低炭素社会への転換**」
  
- フリーランスの増加など、個人の収入の獲得方法、生活の仕方が多様化している中で、「消費者」に限定せず、「生活者」概念を考えることは重要

# 国民本位の行財政への転換

- 今年を「生活者や消費者が主役となる社会」へ向けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見直していきます。**現在進めている法律や制度の「国民目線の総点検」**に加えて、食品表示の偽装問題への対応など、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます。併せて消費者行政担当大臣を常設します。**新組織は、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の舵取り役**になるものです。すでに検討を開始しており、なるべく早期に具体像を固める予定です。

# 6つの基本方針(2008年4月)

- 1 消費者の視点から政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁(仮称)を創設する。消費者庁は、商品・金融などの「取引」、製品・食品などの「安全」、「表示」など、消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管する。
- 2 消費者庁を、一元的な窓口機能、企画立案、法執行、勧告などの機能を有する消費者行政全般についての司令塔として位置づける。
- 3 消費者に身近な問題を取り扱う法律は、消費者庁に移管することとし、その他の関連法についても、消費者庁が強い勧告権を持つ司令塔として関与できるようにする。また、すき間への対応や被害者救済を視野に入れた新法の検討を進める。
- 4 消費者庁の創設と併せて、地方の消費者行政の強化に向けて、地方の窓口の一元化、関連行政機関の情報の集約などを進めるために、法的な措置を含めて抜本的な対策を講ずることとする。
  - また、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政の立て直し・強化のために、当面、国が講ずべき支援策のあり方について検討する。
- 5 消費者庁の設置に当たっては、行政の肥大化との批判を招かぬよう、法律、権限等に移管する府省から機構・定員を振り替えることを原則とする。また、消費者庁の運営に消費者の意見が直接届く仕組みを検討する。
- 6 来年度から消費者庁を発足させることとし、必要な予算等の要求、法律案等の準備を進める。また、消費者庁の円滑な発足のためにも、所要の体制整備を行い、今年度中に前倒して実施できることは、早急に着手することとする。

# 守るべき3原則(2008年4月)

- 第一は、「国民目線の消費者行政の充実強化は、地方自治そのものであることを忘れてはならない」ということ。
  - 消費者の声に真摯に耳を傾け、それに丁寧に対応していくということは、地方分権の下で、地方自治体が地域住民に接する姿勢そのものであり、国民目線の消費者行政の推進は、「官」主導の社会から「国民が主役の社会」へと転換していくことでもある。
  - 霞が関に立派な「消費者庁」ができるだけでは何の意味も無く、地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていかなければならない。
- 第二は、「消費者庁の創設は、決して行政組織の肥大を招くものであってはならない」ということ。
  - 消費者の立場に立って強力な指導力を発揮する、機動的で賢い組織作りを目指していただきたい。消費者行政を総合的に取り扱う行政組織を作るということは、むしろ、各省の重複や、時代遅れの組織を整理することにもつながるものでなければならない。
- 第三は、「新たな消費者行政の体制強化は、消費活動はもちろん、産業活動を活性化するものでなければならない」ということ。
  - 消費者の利益にかなうことは、企業の成長をもたらし、産業の発展につながるものである。
  - 今後の消費者行政は、消費者に安全安心を提供すると同時に、ルールの透明性や行政行為の予見可能性を高め、産業界も安心して、新商品や新サービスを提供できるようにしなければならない。



# 新組織が満たすべき6原則(2008年6月)

- 原則1:「消費者にとって便利で分かりやすい」
  - 消費者が迷わず何でも相談できるように一元的窓口を持ち、情報収集と発信の一元化を実現する。
- 原則2:「消費者・生活者がメリットを十分実感できる」
  - 新組織は、一元的な窓口機能(苦情相談の解決を含む)、執行、企画立案、総合調整、勧告などの機能を有する消費者行政全般についての司令塔として位置づける。
  - 父権訴訟、違法収益の剥奪等も視野に入れつつ、被害者救済のための法的措置の検討を進める。
- 原則3:「迅速な対応」
  - 新組織は、消費者からの相談や法執行、さらには法律や政策の企画立案に至るまで、「迅速な対応」を行う。
- 原則4:「専門性の確保」
- 原則5:「透明性の確保」
- 原則6:「効率性の確保」



# 消費者庁・消費者委員会設置法附則

- 2 政府は、**消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。**
- 3 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)及び消費者安全法(以下「消費者庁関連三法」という。)の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費生活センター(消費者安全法第十条第三項に規定する消費生活センターをいう。)の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。)による**差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に対する支援の在り方**について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、**加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度**について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

18

# 消費者庁と消費者行政

# 消費者問題を巡る3つのステークホルダー

19

規制＋自主行動  
基準の作成による  
消費者の信頼の  
確保(2004年)

行政

単なる支援→  
自立の支援へ  
(2004年)

事業者

取引

消費者

市場

# 各ステークホルダーに変革を促す動き

20

- 2009年 行政変われ
  - ▣ 消費者庁・消費者委員会設置
- 2010年 事業者変われ
  - ▣ ISO 26000「企業の社会的責任の手引」発行
  - ▣ 2011年 JIS Z 26000としても制定
  - ▣ 消費者志向経営
- 2012年 消費者変われ
  - ▣ 消費者教育推進法に「消費者市民社会」の理念
  - ▣ この概念は、国民生活審議会意見「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて～生活安心プロジェクト（行政のあり方の総点検）」（2008年）に初登場
  - ▣ 平成20（2008）年版国民生活白書の副題は「消費者市民社会への展望－ゆとりと成熟した社会構築に向けて－」

# 消費者行政の一元化

21

- 消費者庁設置の際のスローガンは、「消費者行政の一元化」
- 3つの一元化
  - ▣ 政策立案と規制の一元化
    - 消費者庁に権限を集める
  - ▣ 情報の一元化
    - 消費者庁に事故情報を集める
  - ▣ 相談窓口の一元化(地方消費者行政の強化)
    - 消費生活センターの相談機能の充実とネットワーク化
    - 福田首相の発言からは、個別トラブルの苦情・相談にとどまらず、消費者・生活者の声を政策に直接反映させるためのルートとして位置づけている印象がある

# 消費者行政の4類型

22

- A 規制行政 → 消費者庁への部分的一元化
  - B 支援行政 → 消費生活センターの強化
  - C 協働行政 → 2000年代初頭から議論
  - D 救済行政 → 日本ではきわめて不十分
- 
- 消費者庁設置の際に議論されたのは、AとB

# 規制の主体の多様化

23

- 伝統的行政規制 ← サードパーティ規制
  - 事前規制(許認可による参入規制)、事後規制(行為規制)
- 消費者に権利を与える ← セカンドパーティ規制
  - クーリングオフ、解約・返金、損害賠償
- 自主規制 ← ファーストパーティ規制
  - 自主行動基準(消費者基本法5条2項)の策定と遵守
  - 企業の社会的責任の一部としての消費者志向経営
- 消費者団体訴訟 ← フィフスパーティ(仮称)規制
  - 行政規制の民営化としてのサードパーティ規制とセカンドパーティ規制の混合
- プラットフォームによる取組 ← フォースパーティ(仮称)規制
  - 多面市場から生じる共同規制・協働行政(サードパーティ規制とファーストパーティ規制の混合)
  - EUのデジタルサービス法(DSA)は、仲介サービス(intermediary service)の提供者に種々の義務を課す
  - 微弱ながらも、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」(2021年)の志向するところ

# 協働行政

24

- 行政と企業や消費者との協力・協働を促進
- 事業者や事業者団体の自主行動基準の制定支援(消費者基本法5条2項、6条)
- 民間ADR(裁判外紛争処理)の整備
  - ▣ プラットフォーム事業者によるオンライン紛争解決(ODR)の提供が今後の課題
- 消費者参加による標準化
- リスク・コミュニケーション(食品安全基本法)



# 救済行政

25

- 消費者の紛争解決及び救済に関するOECD理事会勧告(2007年)で、3つのタイプの被害救済の整備を求める
  - 1 少額訴訟やADRによる個別被害救済
  - 2 団体訴訟やクラスアクションによる集団的被害救済
  - 3 消費者保護執行機関による被害救済のための損害賠償訴訟
- 日本では、第3タイプが不足
  - 「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」(2006年)は、特定の犯罪のみを対象
  - 「政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」(消費者庁・消費者委員会設置法附則6項、2009年)

26

# 中長期的に検討すべき課題

# 消費者庁と消費者委員会の関係

- 常勤委員のいない委員会に審議会以上の何ができるか
  - 個人情報保護委員会(内閣府) 3条委員会
    - 常勤委員5人、非常勤委員4人
  - 証券取引等監視委員会(金融庁) 8条委員会
    - 常勤委員3人
- 消費者委員会の「監視機能」の位置づけに無理があったのではないか
  - 同じ大臣の下で、消費者庁を「監視」できるか
  - 他の省庁に対する消費者庁の「監視機能」「司令塔機能」「舵取り役機能」があいまいに
  - 消費者庁・消費者委員会設置法には、消費者庁の任務規定(4条)はあるが、消費者委員会の任務規定はない
- 当初消費者庁の機能として考えられていた部分のうち、どの機能を消費者委員会に担わせ、役割分担するのが現実的かつ建設的か

# 組織のミッション・ステートメント

28

- 消費者庁の使命
  - 消費者行政の「舵取り役」として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現する。
  - 消費者行政の司令塔・エンジン役として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現する。(2024年版消費者庁パンフレットの表現)
- 国民生活センターの使命
  - 国民生活センターは、消費者問題・暮らしの問題に取り組む中核的な実施機関として、消費者・生活者、事業者、行政を「たしかな情報」でつなぎ、公正・健全な社会と安全・安心な生活を実現します。
  - 独立行政法人としての存続が決まった後に全職員で6ヶ月間議論して2014年10月に公表
- 消費者委員会
  - なし
  - 消費者や有識者、関係団体の意見を踏まえて、ミッション・ステートメントを策定すべきではないか

# 消費者法と競争法の関係

29

- ウィンウィン型・協働型の消費者政策は市場を重視
  - 消費者法と競争法の親和性・共通性
- 市場を機能させるために、消費者法サイドからの一定の物と人と取引の排除・制限
  - 欠陥製品
  - リスクの大きな仕組み金融商品
  - 取引適合性を欠いた人
  - 過量販売解除権(特商法)
  - 総量規制(貸金業法)
- 消費者庁と公正取引委員会の分離の問題
  - 国際的には少なくとも取引に関しては一体型が主流
  - 公正取引委員会「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(2019年12月)
  - 無料のサービスでも消費者が個人情報を提供している場合、消費者は「取引」の相手方に当たるとし、利用目的を知らせずに個人情報を取得する場合等は、優越的地位の濫用として問題となる

# 経済官庁としての消費者庁

- 福田3原則の第三「新たな消費者行政の体制強化は、消費活動はもちろん、産業活動を活性化するものでなければならない」ということ
  - ▣ この点は、まだまだ不十分
- 消費者と事業者のWin-Winの関係を築いていくための仕組み作りをもっと考えていく必要
- 経済官庁としての消費者庁という位置付け
  - ▣ 従来の縦割り主務官庁は事業者行政官庁であり、サプライサイドから考えていたが、
  - ▣ 消費者庁は消費者行政官庁としてデマンドサイドから市場の活性化にアプローチするというスタンス

# 国連SDGsと消費者行政

31



目標12 持続可能な生産消費形態を確保する  
(8月8日はリユースの日、日本リユース業協会)  
消費者市民と「ESG消費」



# 縦割りルールから横割りルールへ

32

- 消費者庁の設置に伴い、取引と表示に関する行政規制の権限が消費者庁に移転
  - 業種を問わず適用可能な法律は景品表示法のみ
  - しかし、景品表示法の規制対象は限定的
  - 横割りの包括的規制ルールが必要
    - FTC法(米)、不公正取引方法指令(EU)ほか
- 民事救済のルールも、横割りは消費者契約法のみ
  - 消費者契約法の対象は限定的
    - 最近の改正は極悪層対策に特化して特商法化
  - 特商法中の民事ルールは対象が限定的
  - 横割りの包括的民事ルールが必要
    - 消費者契約法の拡張(つけ込み型不当勧誘など)
    - 他方で、民法のユニバーサルデザイン化
    - 国連障害者権利委員会勧告を踏まえた成年後見制度の改正(成年後見人の取消権の廃止等)の観点からも、包括的民事ルールが必要



# 地方消費者行政

33

- 消費者庁の設置当初は、地方消費者行政の充実・強化のための特別の予算がついた
  - その後、予算も減り、相談員のなり手も減少
- 「地方消費者行政強化作戦2020」策定に関する懇談会取りまとめ(2019年)
- 消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2022
  - 電話に加え、メール・Webフォーム等による相談受付や、自己解決を支援するFAQ、ウェブサイトの充実を図ることによって、情報や窓口へのアクセスを改善し、消費者にとって使いやすい仕組み作りを目指す
  - PIO-NET 刷新などDXの推進によって、相談現場の機能強化(業務支援システム導入等による相談員の負担軽減、業務の高度化)や、データ活用による施策強化、自治体間の協力・連携、災害時対応力の向上を図る
  - DXを通じて、消費生活相談をはじめとする地方消費者行政の質の向上とともに、人材確保、小規模自治体地域のサービス維持など、地域の課題解決にも貢献
- 同アクションプラン2023
  - その具体化のための「消費生活相談サービス運営標準ガイドライン」
- DXの推進と地方の相談員の存在の必要性との関係をどう整理するか

# 消費者政策策定への消費者参加

- 審議会等に消費者団体の代表が参加しているだけで十分か
  - 専門家が消費者団体内にいるか
  - 代表へのバックアップ体制はあるか
- EUでは政策に消費者の声を反映させるために必要だとして、EUの44の消費者団体の連合体であるBEUC(Bureau Européen des Unions de Consommateurs)への経済支援を行っている
  - 行政、企業、消費者団体、大学等を移動しながら活動する専門家もいる

# 適格消費者団体のエンパワーメント

35

- (特定)適格消費者団体の公的役割
  - ▣ 差止訴訟は、行政の民営化の側面
- 活動資金の公的支援
  - ▣ 現状は、特定適格消費者団体による仮差押えの担保金について国民生活センターによる支援が可能になっているのみ
- 消費者団体訴訟等支援法人制度の導入(2023年)
  - ▣ ただし、支援法人に対する政府による財政支援はない
  - ▣ 不当収益の吐き出しの受け皿にできないか
    - アメリカ信託法のシープレ原則

36

## 参考・報告者の過去の関連論考

**(2009年)**

「今後の消費者行政の在り方について」自治フォーラム594号2頁

「消費者庁・消費者委員会の発足に当たって」消費者法ニュース81号5頁

「消費者法における公私協働とソフトロー 消費者市民社会の実現における法の役割」新世代法政策学研究2号81頁

「消費者庁・消費者委員会の設置にみる21世紀型消費者政策の進展—その論点と課題」生活協同組合研究405号5頁

「消費者行政の一元化と消費者庁設置関連三法」法学セミナー—659号1頁

「企業、行政、消費者等への影響と今後の課題(森雅子議員との対談)」森雅子監修『消費者庁設置関連3法』(第一法規)43頁

**(2010年)**

「消費者保護政策の方向性」佐藤祐介・松岡勝実編『消費者市民社会の制度論』(成文堂)3頁

「モノを買う行為は社会への関与 保護される消費者から、『消費者市民』へ」望星41巻12号18頁

「これからの消費者行政に求められるもの—消費者庁・消費者委員会設置のその後—」ACAP 研究所ジャーナル3号7頁

「消費者委員会の200日—果たすべき役割とその進捗状況—」消費者情報411号10頁

**(2011年)**

「消費者委員会の16か月とこれからの取り組み」消費者法ニュース86号7頁

「国民生活センターの統廃合問題をめぐって」松本＝後藤＝池本＝石戸谷＝齊藤編『消費者取引と法—津谷裕貴弁護士追悼論文集』(民事法研究会)2頁

**(2012年)**

「消費者委員会2年の軌跡と展望」消費者法ニュース91号5頁

「消費者被害の救済と防止への政府の対応と今後の立法課題」市民と法78号38頁

**(2013年)**

「消費者保護の目的と消費者政策の手法」都市問題104巻10号40頁

**(2014年)**

「消費者行政の一元化、企業の社会的責任、消費者市民社会」ACAP研究所ジャーナル7号4頁

「25年における消費者法の成果と課題」消費者法ニュース100号100頁

**(2015年)**

「現代の消費者政策にみる法律と社会的責任の関係ー消費者、事業者、行政の新たなトライアングルの形成に向けて」法政研究81巻4号484頁

**(2017年)**

「『消費者行政の一元化』の文脈」原早苗＝木村茂樹編『消費者庁・消費者委員会創設に込めた思い』(商事法務)139頁

**(2019年)**

「消費者庁・消費者委員会設置10年と国民生活センターの役割」『令和元年版消費者白書』v頁

「『消費者法ニュース』と平成の30年を振り返って」消費者法ニュース120号108頁

「消費者庁・消費者委員会の創設から10年」全相協つうしん190号1頁

**(2020年)**

「消費者庁・消費者委員会の10年と展望」消費者法ニュース122号67頁

「福田チルドレン退任の辞—7年余の国民生活センター理事長を終えて」法律時報92巻13号266頁

「消費者被害の救済と抑止における行政の役割—国民生活センター—50周年と理事長退任にあたって」現代消費者法49号67頁

**(2021年)**

「国民生活センター50周年と理事長退任のごあいさつ—及川昭伍元理事長の追悼を兼ねて」消費者法ニュース126号3頁

「不公正取引の包括的なルールを求めて—消費者法のユニバーサルデザイン化」消費者法ニュース127号159頁

「これからの消費者法—その対象とする事業者像と消費者像」消費者法13号1頁

**(2022年)**

「現代の消費者政策・消費者法における公益の視点—企業の社会的責任、消費者の権利、消費者の社会的責任の関係」現代公益学会編『SDGsとパンデミックに対応した公益の実現』(文真堂)115頁

「消費者問題の今後の課題—消費者法の三つの中期的課題」消費者法ニュース133号23頁

**(2024年)**

「消費者市民社会における『ESG消費』の意義」国民生活研究64巻1号1頁